6　４の欄の記載は、次によること。

⑴　法人団体個人の別の欄は、法人、団体又は個人の区別により該当する□にレ印を付けること。

⑵　申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は個人又は代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

⑶　住所の欄は、都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

7　５の欄は、法第５条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

8　11の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を「平成16年10月１日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

9　12の欄は、無線設備の常置場所と住所が同一である場合は、記載を省略することができる。

10　13の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注８に準じて記載すること。

11　14の欄は、施行規則第９条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

12　16の欄は、希望する周波数の範囲について、該当する□にレ印を付けること。

13　17の欄は、希望する空中線電力について、該当する□にレ印を付けること。

14　18の欄は、該当する変更欄の番号に該当する□にレ印を付けること。

15　19の欄は、第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条第５項及び第25条第６項において準用する場合を含む。）の規定により申請又は届出をする場合は、無線局ごとに技術基準適合証明番号を記載すること。

16　21の欄の記載は、次によること。

⑴　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

⑵　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第２項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

17　工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

18　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二号の三第３　特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。以下この別表において同じ。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）

別表第二号の三第２　特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。以下この別表において同じ。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日